



生産者編



目次

1. はじめに		
1.1 ご利用の前に		P.3
1.2 システムの概要		P.4
1.3 用語集		P.8
1.4 動作環境·稼働時間		P.9
2. 画面操作/表示		
2.1 ホーム画面/メニュー画面		P.11
2.2 お知らせ一覧		P.12
2.3 端末のホーム画面へのアイコン登録		P.13
3. 飼養衛生ポータルの操作説明		
3.1 農場台帳(新規登録)		P.16
3.1.1 農場台帳の登録		P.17
3.2 農場台帳(参照·修正)		P.19
3.2.1 農場台帳の参照		P.20
3.2.2 農場台帳の修正		P.21
3.3 定期報告		P.23
3.3.1 定期報告の登録		P.24
3.3.2 定期報告の参照		P.25
3.3.3 定期報告の修正		P.26
3.3.4 定期報告の過去データとの比	較	P.27
3.4 自己点検		P.33
3.4.1 自己点検の登録		P.34
3.4.2 自己点検の参照		P.35
3.4.3 自己点検の修正		P.36
3.4.4 自己点検の過去データとの比!	較	P.37

3.5 任意自己点検		P.41
3.5.1 任意自己点検の登録		P.42
3.5.2 任意自己点検の参照		P.44
3.5.3 任意自己点検の修正		P.45
3.5.4 任意自己点検の過去データとの比較		P.46
3.6 改善報告		P.48
3.6.1 改善報告の登録		P.49
3.7 飼養衛生管理点検		P.52
3.7.1 飼養衛生管理点検メニューから点検データ	タを参照する	P.53
3.7.2 飼養衛生管理点検メニューからグラフを参	参照する	P.54
3.7.3 飼養衛生管理点検メニューから改善報告	を参照する	P.55
4. 商標について		
4.1 商標について		P.57



はじめに

1.1	ご利用の前に	····· P.3
1.2	システムの概要	····· P.4
1.3	用語集	····· P.8
1.4	動作環境·稼働時間	······ P.9



1.1 ご利用の前に

(1) ご利用上の注意

- 飼養衛生ポータルをご利用いただくには、事前に「農林水産省 共通申請サービス(eMAFF)」(これ以降、「共通申請サービス」と表記しま す。)の申請者用ログインIDが必要です。
 詳細は共通申請サービスの操作マニュアルのご確認もしくは共通申請サービスのコールセンターへお問い合わせください。
- 飼養衛生ポータルの利用料は無料ですが、ご利用時にかかる通信料はお客様のご負担となります。
- 本書の内容は、予告なく変更されることがあります。

(2) 記号・アイコンの説明

本書で使われている記号について説明します。

記号	説明
夏注意	システムを利用するうえで、特に注意が必要な説明です。
1 補足 説明文についての補足情報です。	
ſ j	参照先タイトルを示しています。
Гј	強調したい言葉を示しています。
[]	操作ボタンや画面名、メニュー名など画面に合わせた表記を【】で囲んで記載しています。

1.2 システムの概要

飼養衛生ポータルとは、これまで紙に記入し提出していた定期報告や自己点検などを、端末(スマートフォン・タブレット)からいつでもオンライン で提出できるアプリケーションです。

また、定期報告の項目を自主的に点検できる任意自己点検や、立入調査時に指摘された項目を改善したことを報告する改善報告を提出できます。

主に、以下のような特長があります。



5

ご利用の端末から、農場台帳・定期報告・自己点検・任意自己点検・改善報告の登録、確認、修正などができます。



6

飼養衛生ポータルでは、レーダーチャートやグラフ表示で、過去データとの比較や現在の状態を視覚的に確認できます。







7

飼養衛生ポータルは、オフラインでも利用できます。

農場の場所によっては、ご利用の端末に電波が届かない場合があります。

そのような場合でも、例えばデータの入力をオフラインで行い、入力した結果を端末の中に保存できます。

保存されたデータは、オンラインでログインすると共通申請サービスに提出できるようになります。

この機能を、「オフラインモード」と呼びます。

なお、立入調査などで、複数の農場に立ち入る際に、各経営体のデータを持ち出す必要があります。

ここでは、オフラインモードの概要について説明します。



1.3 用語集

飼養衛生ポータルで使用する用語を説明します。



1.4 動作環境·稼働時間

飼養衛生ポータルを利用できる各端末の動作環境は以下をご参照ください。



$\widehat{0}$	注音	
8	<u>注意</u> ・ ・	家畜保健衛生所からのご依頼をお知らせする通知がご利用の端末に プッシュ通知で届きます。 プッシュ通知は最後にご利用の端末に届きます。 端末を複数の方で使われている場合や、1人の方がスマートフォンとタ ブレットのように複数端末をご利用の場合は、プッシュ通知を見逃す 可能性があります。 見落とした場合でも、お知らせ画面のプッシュ履歴で確認することが できます。 iPhoneでプッシュ通知をご利用いただくには、iOS16.4以降 (2023年3月頃以降)のバージョンをご利用ください。

飼養衛生ポータルを利用できる時間帯
メンテナンスの時間帯を除き、原則として24時間365日利用できます。

稼働時間
アプリケーションのメンテナンス等でシス



アプリケーションのメンテナンス等でシス テムを停止することがあります。 システムを停止する場合は、事前にお知ら せいたします。 農林水産省からのお知らせの情報は、お 知らせ画面からご確認いただけます。

画面操作/表示

- 2.1 ホーム画面/メニュー画面 ······ P.11
- 2.2 お知らせ一覧
 ・・・・・・ P.12
- 2.3 端末のホーム画面へのアイコン登録 ・・・・・ P.13



2.1 ホーム画面/メニュー画面

飼養衛生ポータルでできることをホーム画面、メニュー画面でご紹介します。



No.	項目	説明	
1	定期報告	定期報告の登録、修正、参照ができます。	
2	自己点検	自己点検の登録、修正、参照ができます。	
3	任意自己点検	任意自己点検の登録、修正、参照ができます。	
4	改善報告	改善報告の登録、修正、参照ができます。	
5	飼養衛生管理点検	点検結果や改善報告の参照ができます。	
6	ユーザ情報	ログインしたユーザの、以下の情報が表示されます。 ・ 法人名/屋号 ・ 氏名 ・ 経営体ID	
Ø	メニュー	ニュー メニュー画面に移動できます。	
8	お知らせ一覧	お知らせ一覧とプッシュ履歴の参照ができます。	
9	経営体を切り替える	ログインしたユーザの経営体を切り替えることがで きます。 複数の経営体に所属しているユーザのみタップで きます。	
10	農場台帳をみる	農場台帳の参照、修正ができます。 新規の農場台帳を登録できます。	
1	ホーム	ホーム画面に移動できます。	
12	ログアウト	飼養衛生ポータルからログアウトができます。	

2.2 お知らせ一覧

【メニュー】画面の【お知らせ一覧】をタップすると、【お知らせ画面】が表示されます。 飼養衛生ポータルの更新情報など、農林水産省からのお知らせを確認する手順について説明します。



• 日付の横の【New】マークは、お知らせの日から14日間表示されます。

2.3 端末のホーム画面へのアイコン登録

飼養衛生ポータルのアイコンを端末のホーム画面へ追加することで、ホーム画面からすぐにシステムにアクセスできるようになります。iOSと Androidそれぞれの端末で、ホーム画面に追加する手順を説明します。



二次元バーコード	URL
	https://www.rearing-hygiene.maff.go.jp

┘ ご利用の端末により、画面や一部の手順が異なります。ご不明な点は、各端末のメーカーや販売元の携帯電話会社へお問い合わせください。

● iOS端末でアイコンを追加する

- カメラ機能を使用して、上記表の二次元バーコードを読み 込んでください。
 または、Safariを起動して、アドレスバーに上記表のURL を入力してください。
- 直面の下の部分(ご利用の端末によっては、画面の上の部分)のメニューボタン(①)をタップしてください。
- 表示されたメニューから【ホーム画面に追加】を タップしてください。
 【ホーム画面に追加】画面が表示されます。
- 【追加】をタップしてください。
 アイコンが端末のホーム画面に追加されます。

● Android端末でアイコンを追加する

- カメラ機能を使用して、上記表の二次元バーコードを読み込んでください。
 または、Google Chromeを起動して、アドレスバーに上記表のURLを入力してください。
- 2. 画面右上のメニューボタン(:)をタップしてください。
- 表示されたメニューから【アプリをインストール】を タップしてください。
 【アプリをインストール】画面が表示されます。
- 【インストール】をタップしてください。
 インストールが終わると、アイコンが端末のホーム画面に追加 されます。

飼養衛生ポータルの操作説明

✓ 農場台帳、報告、点検の登録、参照、修正手順について説明します。

✓ 詳しい操作手順については、『操作手順書」生産者編』をご参照ください。

3.1	農場台帳(新規登録)	····· P.16
3.2	農場台帳(参照・修正)	····· P.19
3.3	定期報告	····· P.23
3.4	自己点検	····· P.33
3.5	任意自己点検	····· P.41
3.6	改善報告	····· P.48
3.7	飼養衛生管理点検	····· P.52



操作説明





3.1 農場台帳 (新規登録)

農場台帳とは、農場で飼養されている家畜の種類や頭数などの基本的な情報や家畜の導入元、出荷先、関係業者など、

疾病発生時に確認する必要のある情報を登録するものです。

農場台帳が未登録の場合、農場台帳を新規登録する必要があります。



3.1.1 農場台帳の登録

新規で登録する手順を説明します。画面は次のように遷移します。

画面遷移



- 提出先を選択すると、設定した提出先の情報を自動で保存します。次回以降、保存された提出先の情報が入力された状態で表示されますので、新たに入力せずにご利用いただけます。
- ・ 【提出先が1カ所の場合】を選択すると、【提出先が1カ所の場合】の選択と都道府県、提出先が自動で保存されます。次回以降、指定した提出先が登録画面に自動で反映されます。
- ・【提出先が複数の場合】を選択すると、【提出先が複数の場合】の選択のみ自動で保存されます。次回以降、登録画面で提出先をその都度指定する必要があります。

必須の入力と選択項目は以下をご参照ください。

No.	情報カテゴリ	入力/選択する項目
1	農場台帳の登録	 報告年度 報告年月日
Q	基本情報	 経営体ID 提出先都道府県 提出先 管轄都道府県 管轄家保 畜種 畜種(詳細) 農場名称 農場郵便番号 農場住所都道府県 農場住所市区町村郡 農場住所丁目番地等

3.2 農場台帳 (参照·修正)

農場台帳が登録済みの場合、農場台帳の参照、または修正を行うことができます。



3.2.1 農場台帳の参照

登録済みの農場台帳を参照する手順を説明します。画面は次のように遷移します。



3.2.2 農場台帳の修正

登録済みの農場台帳を修正する手順を、家畜保健衛生所から差し戻されたときの画面を参考に説明します。



操作説明





3.3 定期報告

定期報告の登録を行います。



3.3.1 定期報告の登録

定期報告では、農場ごとに2月1日時点で飼養している家畜の頭羽数や飼養衛生管理者の情報等を報告します。 定期報告を新規に登録する際の画面は、次のように遷移します。



- ・提出先を選択すると、設定した提出先の情報を自動で保存します。次回以降、保存された提出先の情報が入力された状態で表示されますので、新たに入力せずにご利用いただけます。
- 【提出先が1カ所の場合】を選択すると、【提出先が1カ所の場合】の選択と都道府県、提出先が自動で保存されます。次回以降、指定した提出先が登録画面に自動で反映されます。
- ・【提出先が複数の場合】を選択すると、【提出先が複数の場合】の選択のみ自動で保存されます。次回以降、登録画面で提出先をその都度指定する必要があります。
- ・【定期報告の登録】画面に表示される項目のうち、【必須】マークのところはもれなく入力してください。
- 【定期報告の登録】画面の入力項目のうち、「基本情報」、「家畜の所有者」、「飼養衛生管理者情報」は、農場台帳の「基本情報」、「家畜の所有者」、「飼養衛生管理者情報」
 に入力された内容が反映されています。

3.3.2 定期報告の参照

定期報告を参照する手順を説明します。画面は次のように遷移します。

画面遷移



3.3.3 定期報告の修正

登録済みの定期報告を修正する手順を、家畜保健衛生所から差し戻されたときの画面を参考に説明します。



3.3.4 定期報告の過去データとの比較

【定期報告の登録完了】 画面から、過去との比較データを見ることができます。



● 定期点検結果比較について

前年度と今年度の結果をレーダーチャートで比較することができま す。レーダーチャートは、点検項目の各カテゴリの総項目数に対す る「はい」の割合を、最高値を100として表示しています。

具体的な項目については、次ページ以降で説明します。

● 定期点検結果比較の項目 畜種(牛)

No.	グラフ項目	カテゴリ	項目
1	基本的事項	I 家畜防疫に関する基本的事項	1 家畜の所有者の責務 ~ 12 密飼いの防止
2	Л	Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止	13 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限 ~ 16 衛生管理区域専用の 衣服及び靴の設置並びに使用
		Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	23 畜舎に立ち入る者の手指消毒等 ~ 24 畜舎の入口における靴の交換または 消毒
		Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止	33 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等
		Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止	17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 ~ 21 安全な資材の利用
3	物品	Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	25 器具の定期的な清掃または消毒等 ~ 26 畜舎外での病原体による汚染防止 30 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒
		IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止	34 衛生管理区域から退出する車両の消毒 ~ 35 衛生管理区域から搬出する物 品の消毒等 37 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止
4	野生動物	Ⅲ衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	27 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管 ~ 30 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒
5	飼養環境	Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	30 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ~ 31 畜舎等施設の清掃及び消毒
		Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止	22 家畜を導入する際の健康観察等
6	家畜	Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	27 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管 32 毎日の健康観察
		IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止	36 家畜の出荷または移動時の健康観察 ~ 38 特定症状以外の異状が確認され た場合の出荷及び移動の停止

● 定期点検結果比較の項目 畜種(豚)

No.	グラフ項目	カテゴリ	項目
1	基本的事項	I 家畜防疫に関する基本的事項	1家畜の所有者の責務 ~ 12密飼いの防止
	۸.	Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止	13 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限 ~ 16 衛生管理区域専用の 衣服及び靴の設置並びに使用
2		Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	25 畜舎に立ち入る者の手指消毒等 ~ 26 畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並 びに使用
		Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止	35 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等
		Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止	17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 ~ 22 安全な資材の利用
3	物品	Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	27 器具の定期的な清掃または消毒等 ~ 28 畜舎外での病原体による汚染防止 32 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒
9		IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止	 36 衛生管理区域から退出する車両の消毒 ~ 37 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等 39 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止
	野生動物	Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止	23 衛生管理区域への野生動物の侵入防止
4		Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	29 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地 域における放牧場についての取組 ~ 32 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒
5	飼養環境	Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	32 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ~ 33 畜舎等施設の清掃及び消毒
		Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止	24 家畜を導入する際の健康観察等
6	家畜	Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	29 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地 域における放牧場についての取組 34 毎日の健康観察
		Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止	38 家畜の出荷または移動時の健康観察 ~ 40 特定症状以外の異状が確認され た場合の出荷及び移動の停止

● 定期点検結果比較の項目 畜種(家さん)

No.	グラフ項目	カテゴリ	項目
1	基本的事項	I 家畜防疫に関する基本的事項	1 家畜の所有者の責務 ~ 10 密飼いの防止
	Д	Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止	11 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限 ~ 14 衛生管理区域専用の 衣服及び靴の設置並びに使用
2		Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	20 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等 ~ 21 家きん舎ごと専用の靴の設置並 びに使用
		Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止	30 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等
		Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止	15 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 ~ 18 飲用水の給与
3	物品	Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	22 器具の定期的な清掃または消毒等 ~ 23 家きん舎外での病原体による汚染防止 27 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒
		Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止	31 衛生管理区域から退出する車両の消毒 ~ 32 衛生管理区域から搬出する物 品の消毒等 34 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止 <mark></mark>
4	野生動物	Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	24 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ~ 27 衛生管理 区域内の整理整頓及び消毒
5	飼養環境	Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	27 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ~ 28 家きん舎等施設の清掃及び消毒
		Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止	19 家きんを導入する際の健康観察等
6	家きん	Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	24 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 29 毎日の健康観察 <mark>-</mark>
		IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止	33 家きんの出荷または移動時の健康観察 ~ 35 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

● 定期点検結果比較の項目 畜種(馬)

No.	グラフ項目	カテゴリ	項目
1	基本的事項	I 家畜防疫に関する基本的事項	1 家畜の所有者の責務 ~ 6 衛生管理区域の設定
0		Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止	7 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限 ~ 9 衛生管理区域に立ち入る 者の手指消毒等 <mark>。</mark>
	人	Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	15 厩舎に立ち入る者の手指消毒等 ~ 16 厩舎の入口における靴の交換または消 毒 <mark>。</mark>
		IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止	24 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等
3		Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止	10 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 ~ 13 飲用水の給与
	物品	Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	17 器具の定期的な清掃または消毒等 ~ 18 厩舎外での病原体による汚染防止
		IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止	25 衛生管理区域から退出する車両の消毒 ~ 26 衛生管理区域から搬出する物 品の消毒等
4	野生動物	Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	19 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管 ~ 21 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒
6	飼養環境	Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	21 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ~ 22 厩舎等施設の清掃及び消毒
6	馬	Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止	14 馬を導入する際の健康観察等 <mark>。</mark>
		Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	19 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管 23 毎日の健康観察 <mark>-</mark>
		IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止	27 馬の出荷または移動時の健康観察 ~ 28 異状が確認された場合の出荷及び 移動の停止

操作説明





3.4 自己点検

自己点検の登録を行います。



3.4.1 自己点検の登録

畜種が豚の場合、四半期に1回の自己点検報告が必要です。畜種が家きんの場合、10月から5月の野鳥の飛来シーズンに毎月、自己点検報告が必要です。

ここでは、新規で登録する手順を説明します。画面は次のように遷移します。



- 利用いただけます。 ・ 【提出先が1カ所の場合】を選択すると、【提出先が1カ所の場合】の選択と都道府県、提出先が自動で保存されます。次回以降、指定した提出先が登録画面に自動で反 映されます。
- 【提出先が複数の場合】を選択すると、【提出先が複数の場合】の選択のみ自動で保存されます。次回以降、登録画面で提出先をその都度指定する必要があります。
- ・【自己点検の登録】画面に表示される項目は、すべて入力が必須となります。もれなく入力してください。

3.4.2 自己点検の参照

自己点検を参照する手順を説明します。画面は次のように遷移します。

画面遷移



参照したい自己点検をタップします。

3.4.3 自己点検の修正

登録済みの自己点検を修正する手順を、家畜保健衛生所から差し戻されたときの画面を参考に説明します。



3.4.4 自己点検の過去データとの比較

【自己点検の登録完了】画面から、過去との比較データを見ることができます。



● 自己点検結果比較(積み上げ棒グラフ)について

過去の自己点検報告と最新の自己点検報告を積み上げ棒グラフで 比較することができます。

積み上げ棒グラフは、対象カテゴリの点検項目の「はい」の総数を 積み上げたものです。

具体的な項目については、次ページ以降で説明します。

自己点検結果比較の項目 畜種(豚)

No.	カテゴリ	項目
1		15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
	Ⅱ 衛生管理区域への病原体 の侵入防止	16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
		17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
Ø	Ⅲ 衛生管理区域内における病 原体による汚染拡大防止	25 畜舎に立ち入る者の手指消毒等
		26 畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並びに使用
		28 畜舎外での病原体による汚染防止
		32 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

● 自己点検結果比較の項目 畜種(家さん)

No.	カテゴリ	項目
1		13 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
	Ⅱ 衛生管理区域への病原体 の侵入防止	14 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
		15 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
	Ⅲ 衛生管理区域内における病 原体による汚染拡大防止	20 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
0		21 家きん舎ごと専用の靴の設置並びに使用
		24 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
		26 ねずみ及び害虫の駆除

操作説明





3.5 任意自己点検

任意自己点検の登録を行います。



3.5.1 任意自己点検の登録

任意自己点検とは、定期報告の任意の項目について、任意のタイミングで自己点検して報告することをいいます。 新規で登録する手順を説明します。画面は次のように遷移します。



・提出先を選択すると、設定した提出先の情報を自動で保存します。次回以降、保存された提出先の情報が入力された状態で表示されますので、新たに入力せずにご利用いただけます。

- ・ 【提出先が1カ所の場合】を選択すると、【提出先が1カ所の場合】の選択と都道府県、提出先が自動で保存されます。次回以降、指定した提出先が登録画面に自動で 反映されます。
- ・【提出先が複数の場合】を選択すると、【提出先が複数の場合】の選択のみ自動で保存されます。次回以降、登録画面で提出先をその都度指定する必要があります。

必須の入力と選択項目は以下をご参照ください。

No.	情報カテゴリ	入力、選択する項目
1	報告年月日	• 報告年月日
Ø	基本情報	 経営体ID 農場ID 提出先都道府県 提出先の種別 提出先 畜種 畜種(詳細)

• 基本情報以外の任意の点検項目の入力を行います。

補足

・ 任意自己点検したカテゴリ内の各項目はすべて回答してください。

例えば、「35.特定症状以外の異常が確認された場合の出荷及び移動の停止」を実施した場合、カテゴリ内の①から④をすべて回答する必要があります。

3.5.2 任意自己点検の参照

任意自己点検を参照する手順を説明します。画面は次のように遷移します。

画面遷移



タップします。

3.5.3 任意自己点検の修正

登録済みの任意自己点検を修正する手順を、家畜保健衛生所から差し戻されたときの画面を参考に説明します。



3.5.4 任意自己点検の過去データとの比較

【任意自己点検の登録完了】 画面から、過去との比較データを見ることができます。



● 任意自己点検結果比較(ドーナツグラフ)について

任意自己点検情報の申請情報の点検項目に対する「はい」と「いい え」の割合を前回の点検と今回の点検を比較してドーナッグラフに 表示します。

i 横足
 「前回の点検」には、直前に報告した定期報告・自己点検・任意自己点検の点
 検結果が表示されます。

以下の4段階で表示されます。

段階	表示	表示条件
1	この状態を維持しましょう!	今回点検した項目の遵守率が
I)	100%を継続した
2	良くなっています。 この調子でがんばりましょう。	今回点検した項目の遵守状況が
2		前回より上がった
2	できていない項目を 確認しましょう。	今回点検した項目の遵守状況が
5		前回と同じ
4	疾病の侵入リスクが高まってい ます。すぐに対策を!	今回点検した項目の遵守状況が
4		前回より下がった

操作説明





3.6 改善報告

改善報告とは、立入調査にて家畜防疫員により改善指導が必要な場合、指導された内容について、改善を実施し、報告することです。 複数改善指導がある場合、改善を実施した指導に対してだけでも改善報告をすることができ、残りの改善報告については、実施した際に 報告することもできます。



3.6.1 改善報告の登録

新規で登録する手順を説明します。画面は次のように遷移します。

 並正 立入調査にて家畜防疫員により指導が入った場合、改善報告の登録が必要です。指導が入った改善報告は、ステータスが【指導あり(要改善)】で【改善報告一覧】 画面 に表示されます。 もし、選択した年度にデータがないか、家畜防疫員からの指導がない場合は、【取り込み】をタップ後、「取り込み対象のデータが存在しません。」のメッセージが表示さ れます(データは表示されません)。



改善指導が複数ある場合、一部のみ改善報告を登録することができます。

ただし、先に申請した改善報告が、家畜保健衛生所職員により、審査完了になるまで、残りの改善報告の登録はお待ちいただく必要があります。

必須の入力と選択項目は以下をご参照ください。

No.	情報カテゴリ	入力、選択する項目
1	改善報告の登録	• 報告年月日
2	基本情報	 ・ 提出先都道府県 ・ 提出先

i 補足 報告年月日と基本情報以外に、家畜防疫員から受けた指導に対して改善をおこなった場合は、改善報告年月日と改善報告欄に改善状況を入力します。 必要に応じて改善場所の写真などファイルを添付することもできます。 操作説明

飼養衛生管理点検



3.7 飼養衛生管理点検

定期報告・自己点検・任意自己点検の報告内容や、立入調査の指導内容、改善報告内容を1つの画面で確認できます。 また、定期報告・自己点検・任意自己点検の、前回結果との比較グラフを表示することもできます。



3.7.1 飼養衛生管理点検メニューから点検データを参照する

飼養衛生管理点検にて、各種点検と報告を確認する手順を説明します。

画面は、次のように遷移します。



【飼養衛生管理点検一覧】画面からは、定期報告だけではなく、任意自己点検と自己点検も確認できます。

3.7.2 飼養衛生管理点検メニューからグラフを参照する

飼養衛生管理点検で、定期報告の比較グラフを参照する手順を説明します。画面は次のように遷移します。





3.7.3 飼養衛生管理点検メニューから改善報告を参照する

飼養衛生管理点検にて、改善報告を確認する手順を説明します。

画面は、次のように遷移します。



商標について

4.1 商標について

····· P.57



.

4.1 商標について 57

4.1 商標について

- iPhone、iPad、Safariは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。
- iPhone商標は、アイホン株式会社のライセンスにもとづき使用されています。
- iOS商標は、米国Ciscoのライセンスにもとづき使用されています。
- Android、Google Chromeは、Google LLC の商標または登録商標です。
- 本書の本文中では、TM、®マークを省略して記載しています。